



## 【注釈】

※1	「障害児相談支援事業」とは、障害者自立支援法附則第26条の規定による改正前の児童福祉法第6条の2第1項に規定するものをいう。②に同じ。
※2	「身体障害者相談支援事業」とは、障害者自立支援法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法第4条の2第1項に規定するものをいう。②に同じ。
※3	「知的障害者相談支援事業」とは、障害者自立支援法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法第4条に規定するものをいう。②に同じ。
※4	「精神障害者地域生活支援センター」とは、障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健福祉法第50条の2第6項に規定するものをいう。③に同じ
※5	「その他これに準ずる事業」とは、公的な委託又は補助による事業及び、公的な委託又は補助事業でない民間団体の相談支援業務の従事者で、次のいずれかの要件を満たす場合とする(H23.10.26 厚労省事務連絡) ・従事する事業所が、指定相談支援事業所の指定を受けている、又は受けようとする場合であって、指定を受ける前から相談支援業務を継続的に実施しているとき ・当該事業所の長が「当該者が当該事業所において、相談支援業務に5年以上従事した経験を有する」旨を証明し、かつ、「相談支援業務に5年以上従事していることが客観的に分かる資料(例 業務内容や勤務状況に関する記録、団体の活動報告書等)」がある。
※6	「児童相談所」とは、児童福祉法第12条第2項に規定するものをいう。
※7	「身体障害者更生相談所」とは、身体障害者福祉法第11条第2項に規定するものをいう。
※8	「知的障害者更生相談所」とは、知的障害者福祉法第12条第2項に規定するものをいう。
※9	「福祉事務所」とは、社会福祉法第14条第1項に規定する福祉に関する事務所をいう。
※10	「その他これに準ずる施設」として、保健所、市町村役場、障害児通所支援事業を行う施設、重症心身障害児(者)通園事業を行う施設、児童デイサービス等がある。 ・「障害児通所支援事業」とは、児童福祉法第6条の2の2に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援をいう。⑥に同じ。 ・「重症心身障害児(者)通園事業を行う施設」とは、平成8年5月10日児発第四九六号児童家庭局長通知「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」に基づき、実施する事業をいう。 ・「児童デイサービス」とは、旧児童福祉法第6条の2第3項に規定するものをいう。
※11	「障害児入所施設」とは、児童福祉法第7条第1項に規定するものをいう。⑥に同じ
※12	「老人福祉施設」とは、老人福祉法第5条の3に規定するものをいう。⑥に同じ
※13	「精神保健福祉センター」とは、精神保健福祉法第6条第1項に規定するものをいう。
※14	「救護施設」とは、生活保護法第38条第2項に規定するものをいう。
※15	「更生施設」とは、生活保護法第38条第3項に規定するものをいう。
※16	「介護老人保健施設」とは、介護保険法第8条第27項に規定するものをいう。
※17	「その他これに準ずる施設」として、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設等がある。 なお、「知的障害児施設」とは、旧児童福祉法第42条に規定するものを、「肢体不自由児施設」とは、同法第43条の3に規定するものを、「重症心身障害児施設」とは、同法第43条の四に規定するものをいう。
※18	「病院・診療所」とは、健康保険法第63条第3項に規定するものをいう。
※19	「社会福祉主事任用資格者」とは、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者をいう。⑥に同じ。
※20	「相談支援の業務に関する基礎的な研修の修了者」とは、介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級研修)、介護職員実務者研修(旧介護職員基礎研修)の修了者をいう。⑥に同じ。
※21	「療養病床」とは、医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。
※22	「その他これに準ずる施設」として、介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院等がある。
※23	「障害福祉サービス事業」とは、障害者総合支援法第5条第1項に規定するもの(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、共同生活援助、自立生活援助)をいう。
※24	「老人居宅介護等事業」とは、老人福祉法第5条の2第2項に規定するものをいう。
※25	「その他これに準ずる施設」として、地域活動支援センター事業、移動支援事業等がある。
※26	「病院、診療所、薬局」とは、健康保険法第63条第3項に規定するものを、「訪問看護事業所」とは、同法第89条第1項に規定するものをいう。
※27	「保育士」とは、児童福祉法第18条の4に規定するものをいう。
※28	「精神障害者社会復帰指導員」とは、廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当する者をいう。
※29	「障害者職業センター」とは、障害者雇用促進法第19条第1項に規定するものをいう。
※30	「障害者就業・生活支援センター」とは、障害者雇用促進法第27条第2項に規定するものをいう。
※31	「その他これらに準ずる機関」として、小学校の特別支援学級等がある。
※32	国家資格等による業務に従事した期間と、相談支援・介護等の業務に従事した期間が重複している場合は、両方の期間として算定してよい。(H18.6.23厚労省事務連絡)
※33	第2の通算5年以上は、業務の範囲中、「相談支援」「介護等」「就労」「教育」の期間を通算できる。(H30.12 厚労省照会回答)